

意見書（医師記入）

幼保連携型認定こども園 氷室保育園 施設長 殿

児童氏名

年 月 日生

該当疾患に☑をお願いします		登園のめやす
	麻疹（はしか）※	解熱後 3 日経過
	インフルエンザ ※	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日経過し、かつ解熱した後 3 日（乳幼児）を経過
	新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過
	風しん	発しん消失
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹の痂皮（かさぶた）化
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日経過し、かつ全身状態が良好
	結核	医師により感染の恐れがないと認められている
	咽頭結膜熱（プール熱）※	主要症状消退後 2 日経過
	流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められている
	百日咳	特有の咳が消失 または 5 日間の適正な抗菌性物質製薬療法が終了
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	医師により感染の恐れがないと認められている
	急性出血性結膜炎	
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。